

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の公募委員

審議会等名	設置根拠法・条例等	目的	所掌事務	委員	委員総数 (人) A	うち公募委員 (人) B	女性委員数 (人) C	公募委員割合 (%) B/A	女性割合 (%) C/A	計画推進部会としての見解 ・公募は必要か不必要か等	令和7年12月時点の進捗
1 広陵町防災会議	・ 災害対策基本法第16条 ・ 広陵町防災会議条例	(目的) 第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、広陵町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。	(所掌事務) 第2条 (1) 広陵町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。 (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務	(会長及び委員) 第3条 (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者 (2) 奈良県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者 (3) 奈良県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者 (4) 町長がその部内の職員のうちから指定する者 (5) 議会議長 (6) 副町長、教育長 (7) 奈良県広域消防組合の消防吏員のうちから町長が委嘱する者 (8) 消防委員長、消防団長 (9) 区長・自治会長 (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者 (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から、町長が委嘱する者	30	0	5	0.0	16.7		
2 広陵町民生委員推薦会	・ 民生委員法第5条 ・ 民生委員法施行令 第7条 ・ 広陵町民生委員推薦会規則	(趣旨) 第1条 この規則は、民生委員法施行令(昭和23年政令第226号)第7条の規定により、広陵町民生委員推薦会(以下「推薦会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。		(組織) 第2条 (1) 町議会議員 (2) 民生委員児童委員 (3) 町内において社会福祉事業又は社会福祉活動を行う者 (4) 教育に関係のある者 (5) 区長・自治会長会の会長及び副会長 (6) その他町長が必要と認める者	14	0	2	0.0	14.3		
3 国民健康保険運営協議会	・ 国民健康保険法第11条 ・ 広陵町国民健康保険条例 ・ 広陵町国民健康保険運営協議会規則	<規則> (趣旨) 第1条 広陵町国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営については、他に法令又は条例に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。		<条例> (広陵町国民健康保険運営協議会の委員の定数) 第2条 (1) 被保険者を代表する委員 6人 (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人 (3) 公益を代表する委員 6人	18	0	7	0.0	38.9		
4 広陵町障がい者施策推進協議会 (障がい者に関する審議会その他の合議制の機関)	・ 障害者基本法第34条 ・ 広陵町障がい者施策推進協議会設置条例	(設置) 第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第36条第4項の規定に基づき、障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。	(所掌事項) 第2条 (1) 法の規定に基づく広陵町障がい者計画の策定、変更及び進捗状況の確認に関する事項。 (2) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づく広陵町障がい者福祉計画の策定、変更及び進捗状況の確認に関する事項。 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく広陵町障がい児福祉計画の策定、変更及び進捗状況の確認に関する事項。 (4) 町における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。 (5) 町における障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。 (6) その他、障がい者等に関する施策に関し町長が必要と認める事項に関する事項。	(組織) 第3条 ・委員20人以内で組織する。 ・委員は、関係行政機関の職員、障がい者に関する施策の推進に関し、識見を有する者、障がい者、障がい者の家族、障がい者の福祉に関する事業に従事する者及び町長が必要と認める者の中から、町長が委嘱する。	14	0	4	0.0	28.6		
5 広陵町社会教育委員会	・ 社会教育法第15条、第17条の2 ・ 広陵町社会教育委員条例	(設置) 第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、広陵町社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。		(定数及び委嘱の基準) 第2条 ・委員の定数は、20人以内とする。 ・委員は、次に掲げる者の中から、法第15条第2項の規定により、教育委員会が委嘱する。 (1) 学校教育及び社会教育の関係者 (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3) 学識経験のある者	6	0	3	0.0	50.0	専門性は必要ないので公募委員の募集は可能だと考える	
6 広陵町文化財保護審議会	・ 文化財保護法第190条 ・ 広陵町文化財保護条例 第6章 文化財保護審議会	(設置) 第38条 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議するため、広陵町文化財保護審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。	(審議会への諮問) 第39条 (1) 町指定有形文化財の指定及びその指定の解除 (2) 町指定無形文化財の指定及びその指定の解除 (3) 町指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除 (4) 町指定有形民俗文化財又は町指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除 (5) 町指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除 (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項	(組織) 第40条 ・審議会は、委員10人以内で組織する。 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。 3 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。	6	0	0	0.0	0.0	専門性は必要ないので公募委員の募集は可能だと考える	広陵町文化財保護審議会は指定対象となる文化財がないため、現在休会中です。新規に指定すべき文化財が発見された場合、公募委員の募集を検討します。
7 広陵町都市計画審議会	・ 都市計画法第77条の2 ・ 広陵町都市計画審議会条例	(設置) 第2条 町の基本的な都市計画を樹立するため必要な事項について、町長の諮問に応ずる機関として、広陵町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。		(組織) 第3条 審議会の委員は定数を15人とし、次に掲げるものにつき町長が任命する委員をもって組織する。 (1) 学識経験のある者 (2) 議会の議員	15	0	2	0.0	13.3	専門性は必要ないので公募委員の募集は可能だと考える	(検討状況) 公募委員を募集できるか検討します。都市計画審議会における審議内容として、土地の規制や緩和といった案件も含まれていることから、利害関係が発生する可能性もあるため、公募委員の選定については慎重に行う必要があると考えています。また、町民の意見を取り入れることが目的であるならば、都市計画決定の手続きの中で、都市計画法第16条により、意見聴取を行う機会が設けられています。

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の公募委員

審議会等名	設置根拠法・条例等	目的	所掌事務	委員	委員総数 (人) A	うち公募委員 (人) B	女性委員数 (人) C	公募委員割合 (%) B/A	女性割合 (%) C/A	計画推進部会としての見解 ・公募は必要か不必要か等	令和7年12月時点の進捗
8 広陵町国民保護協議会	・武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律第39条 ・広陵町国民保護協議会条例	(趣旨) 第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、広陵町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。		(委員及び専門委員) 第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。	30	0	5	0.0	16.7		
9 広陵町環境保全審議会	・環境基本法第44条 ・広陵町環境保全条例 第6章 環境保全審議会	(環境保全審議会の設置) 第53条 この条例によりその権限に属する事項を調査審議させ、及び町長の諮問に応じ良好な環境の確保に関する基本的事項及び重要事項について調査、研究及び審議をさせるため、広陵町環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。		(組織) 第54条 ・審議会は、15名以内の委員をもって組織する。 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 (1) 町議会議員 3名 (2) 学識経験者 4名 (3) 関係行政機関の職員 4名 (4) その他町長が認めた者 4名	12	0	3	0.0	25.0	部会として公募委員は必要だと考える	
10 広陵町環境保全指導員	広陵町環境保全指導員設置要綱	(設置) 第1条 広陵町環境保全条例の目的を達成し、地域に根差したきめ細かい環境行政を行い、住民自身の良好な環境に対する認識を高めるため、広陵町環境保全指導員(以下「指導員」という。)を設置する。	(職務) 第4条 (1) 広陵町環境保全条例に違反する恐れがあり、著しく環境を破壊する行為がある場合は、町長に報告書(様式第1号)を提出すること。 (2) 町又は他の公共団体が主催する良好な環境づくり事業、又は、環境に関する行事に関し積極的に参加、協力すること。 (3) 地域での「良好な環境づくり」に対する指導・助言を行うこと。ただし、指導員が助言・指導を行う場合は町職員が同行するものとする。 (4) 指導員は、町長が招集する報告会に出席し、その活動状況を報告すること。 (5) その他良好な環境づくりの推進に関すること。	(任命) 第3条 指導員は、人格が高潔で環境保全に高い識見を有する者のなかから町長が任命する。 2 指導員の定員は、38名以内とする。	15	0	15	0.0	100.0	部会として公募委員は必要だと考える	
11 広陵町行政不服審査会	・行政不服審査法 第81条第1項 ・広陵町行政不服審査会設置条例	(設置) 第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第1項に規定する機関として広陵町行政不服審査会(以下「審査会」という。)を設置し、同条第4項の規定に基づき、審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする	(所掌事務) 第2条 審査会は、法の規定に基づき、その権限に属させられた事項を処理する	(委員) 第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。	5	0	0	0.0	0.0	公募委員は不必要	
12 広陵町情報公開・個人情報保護審査会	広陵町情報公開・個人情報保護審査会設置条例	(趣旨) 第1条 広陵町情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるもの	(設置) 第2条 (1) 広陵町情報公開条例(平成12年12月広陵町条例第7号)第15条第1項及び第16条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。 (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。 (3) 広陵町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月広陵町条例第18号)第6条の規定による諮問に応じ調査審議すること。 (4) 広陵町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年12月広陵町条例第32号)第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。 (5) 広陵町議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。	(組織及び委員) 第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。 2 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。	5	0	0	0.0	0.0	公募を入れるか検討するべき※個人情報に関わる可能性あり	
13 広陵町子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援法第77条 ・広陵町子ども・子育て会議条例	(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づく合議制の機関として、広陵町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。	(所掌事務) 第2条 (1) 法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。 (2) 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。 (3) 法第61条第7項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。 (4) 町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。 (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項の規定による家庭的保育事業等の認可に関し意見を述べること。 (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第34条第1項に規定する指定又は同条第11項に規定する指定の取消しに関し意見を述べること。 (7) こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画に関し意見を述べること。 (8) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画に関し意見を述べること。 (9) 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第9条第2項に規定する市町村計画に関し意見を述べること。 (10) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項に規定する市町村行動計画に関し意見を述べること。 (11) 前各号に掲げるもののほか、町長の諮問に応じて子ども・子育て支援に関する重要事項に関し調査審議すること。	(組織) 第3条 ・会議は、委員16人以内で組織する。 2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。 (1) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者 (2) 子どもの保護者 (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (4) 若者(おおむね30歳未満の者をいう。) (5) 一般公募により募集し、町長が子ども・子育て支援に寄与すると認める者	16	3	11	18.8	68.8		

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の公募委員

審議会等名	設置根拠法・条例等	目的	所掌事務	委員	委員総数 (人) A	うち公募委員 (人) B	女性委員数 (人) C	公募委員割合 (%) B/A	女性割合 (%) C/A	計画推進部会としての見解 ・公募は必要か不必要か 等	令和7年12月時点の進捗
14 巢山古墳史跡整備検討委員会	巢山古墳史跡整備検討委員会設置条例	(設置) 第1条 特別史跡巢山古墳の保存及び整備を図ることを目的とし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、巢山古墳史跡整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。	(所掌事務) 第2条 (1) 整備計画の策定に関する指導及び助言に関する事。 (2) 整備工事の設計及び施行に関する指導及び助言に関する事。	(組織) 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。 2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 (1) 考古学、歴史学、史跡整備等について優れた識見を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者	8	0	0	0.0	0.0	部会として公募委員は必要だと考える	巢山古墳の史跡整備は令和8年度に完了予定です。整備方針、整備内容などは既に決定しているため、新規に公募委員を募集して意見をいただき、反映させる余地がありません。
15 広陵町指定管理者選定委員会	広陵町指定管理者選定委員会条例	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設(以下「施設」という。)における指定管理者の選定及び管理状況の審査を行うため、広陵町指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。	(所掌事務) 第2条 (1) 指定管理者の選定に関する事。 (2) 指定管理者の管理状況の審査並びに指定の取消し及び業務の停止に関する事。 (3) その他指定管理者制度に係る重要事項に関する事。	(組織) 第3条 委員会は、8人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 (1) 副町長 (2) 企画担当部長 (3) 総務担当部長 (4) 対象施設担当部長 (5) 法律、会計及び就労規則等に関し識見を有する者 (6) その他町長が必要と認める者	8	0	1	0.0	12.5	公募委員は不必要だが内部の委員を減らすべき	
16 広陵町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会	広陵町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会条例	(設置) 第1条 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため及び高齢者福祉事業推進のため基本的な指針に基づいて、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため	(所掌事務) 第2条 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため及び高齢者福祉事業推進のため基本的な指針に基づいて、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため	(組織及び委員) 第3条 委員20人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。 (1) 介護福祉及び高齢者福祉に関し、識見を有する者 (2) 保健、医療及び福祉の関係者 (3) 介護保険の被保険者 (4) 介護保険の費用負担関係者 (5) 行政機関の代表者	16	2	4	12.5	25.0		
17 広陵町男女共同参画審議会	広陵町男女共同参画審議会設置条例	(設置) 第1条 本町における男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的として、男女共同参画社会の推進に関する事項を調査及び審議するため	(所掌事項) 第2条 (1) 男女共同参画社会の推進に関する事。 (2) 広陵町男女共同参画行動計画の策定に関する事。 (3) その他男女共同参画について、町長が必要と認める事項に関する事。	(組織) 第3条 委員15人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。 (1) 学識経験者 (2) 関係団体の代表者 (3) 町民からの公募による者 (4) その他町長が適当と認める者	13	0	9	0.0	69.2		
18 広陵町認知症初期集中支援チーム検討委員会	広陵町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例	(設置) 第1条 広陵町認知症初期集中支援チーム(以下「支援チーム」という。)の設置及び活動について検討し、地域の関係機関及び団体と一体的に認知症施策を推進するため	(所掌事務) 第2条 (1) 支援チームの設置及び活動状況に関する事項 (2) 地域の関係機関及び団体との連絡調整に関する事項 (3) 町の認知症施策の実施状況に関する事項 (4) その他認知症施策に関する事項	(組織) 第3条 委員10人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。 (1) 保健師又は看護師 (2) 介護支援専門員 (3) 広陵町地域包括支援センターの職員 (4) 医療、保健又は福祉に関し識見を有する者 (5) その他町長が必要と認める者	6	0	5	0.0	83.3		
19 広陵町農業委員候補者選考委員会	広陵町農業委員候補者選考委員会設置条例	(趣旨) 第1条 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の規定に基づき、農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)を任命するに当たり、当該任命の過程の公平性及び透明性を確保するため、広陵町農業委員候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めるもの	(所掌事務) 第2条 選考委員会は、町長の求めに応じて農業委員の候補者(以下「候補者」という。)の選考を行い、その結果を町長に報告するものとする。 2 選考委員会は、前項の候補者の選考に当たり、書類による審査のほか、必要に応じて面接その他適当と認める方法による審査を行うことができる	(組織) 第3条 委員10人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。 (1) 農業委員会の代表 (2) 農業者の代表 (3) 奈良県農業協同組合の代表 (4) 大和平野土地改良区の代表 (5) 農政所管部長	10	0	1	0.0	10.0	専門性は必要ないので公募委員の募集は可能	
20 広陵町空家等対策協議会	広陵町空家等対策協議会設置条例	(設置) 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づき、設置する	(協議事項) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 (1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画(以下「計画」という。)の作成及び変更並びに当該計画に基づく施策の実施に関する事。 (2) 法第2条第2項に規定する特定空家等の認定及びその措置に関する事。 (3) その他協議会において必要と認められる事項	(組織及び委員) 第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。 2 委員は、町長のほか、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 (1) 地域住民 (2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する識見を有する者 (3) その他町長が適当と認める者	14	0	3	0.0	21.4	機密情報を口外しないことを徹底すれば公募委員は可能	
21 広陵町地域福祉計画策定委員会	広陵町地域福祉計画策定委員会設置条例	(設置) 第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第107条の規定に基づき、広陵町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため	(所掌事項) 第2条 (1) 計画の策定に関する事。 (2) 計画の進捗状況に関する事。 (3) その他、計画に関し町長が必要と認める事項に関する事。	(組織) 第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。 (1) 地域福祉に関して優れた識見を有する者 (2) その他町長が必要と認める者	19	2	8	10.5	42.1		
22 広陵町文化芸術推進審議会	広陵町文化芸術推進審議会設置条例	(設置) 第1条 広陵町の文化芸術推進基本計画(以下「基本計画」という。)の進捗管理及び広陵町における文化芸術の推進に係る事項を審議するため	(所掌事務) 第2条 (1) 基本計画の進捗管理に関する事。 (2) 基本計画の点検及び見直しに関する事。 (3) 広陵町教育・文化芸術振興基金の使途に関する事。 (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が広陵町の文化芸術の推進施策に関し必要と認める事。	(組織及び委員) 第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 (1) 学識経験者 (2) 広陵町社会教育委員会議から推薦のあった者 (3) 文化財に関し識見を有する者 (4) 社会福祉に関し識見を有する者 (5) 幼児教育及び学校教育に関し識見を有する者 (6) 町民文化芸術活動に関し識見を有する者 (7) 町民からの公募により選考した者 (8) その他町長が適当と認める者	10	3	3	30.0	30.0		

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の公募委員

審議会等名	設置根拠法・条例等	目的	所掌事務	委員	委員総数 (人) A	うち公募委員 (人) B	女性委員数 (人) C	公募委員割合 (%) B/A	女性割合 (%) C/A	計画推進部会としての見解 ・公募は必要か不必要か 等	令和7年12月時点の進捗
23 広陵町消防委員会	広陵町消防委員会条例	(設置) 第1条 本町における消防の十分なる発展に資し、もって消防行政の円滑な運営を図るため	(所掌事項) 第3条 (1) 広陵町消防団の設備資材に関する事項 (2) 消防団員の定員、待遇及び服務に関する事項 (3) 広陵町消防団条例(昭和62年12月広陵町条例第8号)第7条に規定する懲戒に関する事項	(組織) 第4条 ・委員会は、消防関係者、議会の議員及び、学識経験者をもって組織する。 ・消防関係者、議会の議員及び、学識経験者の定数は、次のとおりとする。 消防関係者 5人 議会の議員 4人 学識経験者 4人	13	0	2	0.0	15.4	専門性は必要ないので公募委員の募集は可能	
24 広陵町政策推進審議会	広陵町政策推進審議会設置条例	(設置) 第1条 広陵町の総合計画並びに総合戦略の策定及び実行に関し、広陵町自治基本条例(令和3年5月広陵町条例第1号)第33条の規定に基づき、効率的で効果的な行政運営を実施することを目的として行政評価を実施し、施策等の改革及び改善を推進するため	(所掌事務) 第2条 (1) 総合計画の策定及び実行に関する事項。 (2) 総合戦略の策定及び実行に関する事項。 (3) 行政評価の方法に関する事項。 (4) 行政評価結果の審査に関する事項。 (5) 行政改革の推進に関する事項。 (6) その他町長が必要と認める事項。	(組織及び委員) 第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 (1) 学識経験者 (2) 町内関係団体から推薦のあった者 (3) 町民からの公募により選考した者 (4) その他町長が適当と認める者	16	2	8	12.5	50.0		
25 広陵町特別職報酬等審議会	広陵町特別職報酬等審議会条例	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、特別職の報酬等の額について審議するため	(所掌事項) 第2条 審議会は、議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額その他特別職の報酬等に関する事項について、調査審議し、町長に対し意見具申するとともに、町長から諮問があつたときは、当該諮問事項について答申するものとする。	(委員) 第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 (1) 学識経験のある者 (2) 町内の公共的団体等を代表する者 (3) その他町長が必要と認める者	5	0	2	0.0	40.0	部会として公募委員は必要	現時点で、公募を検討はしておりません。 今後、構成委員の基準も含め、見直す機会があれば、公募も含め検討いたします。
26 広陵町スポーツ推進協会	広陵町スポーツ推進委員に関する規則	(目的) 第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し、必要な事項を定めることを目的	(職務) 第2条 (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。 (2) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。 (3) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。 (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は、事業に関し、求めに応じ協力すること。 (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。 (6) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。 2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。		10	0	5	0.0	50.0	部会として公募委員は必要 ※障がい者なども検討すべき	
27 広陵町上下水道事業経営審議会	広陵町上下水道事業経営審議会設置条例	(設置) 第1条 上下水道事業の安定的で健全な運営に資するため	(所掌事務) 第2条 審議会は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)の求めに応じて上下水道事業の経営に関する事項について調査審議を行う。	(組織) 第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 (1) 上下水道事業に関し識見を有する者 (2) 需要家の代表者 (3) 公募による者	10	2	3	20.0	30.0		
28 広陵町健康増進計画策定等委員会	広陵町健康増進計画策定等委員会条例	(設置) 第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第9条第2項の規定に基づき、広陵町健康増進計画(以下「計画」という。)の策定及び計画の見直し等(以下「策定等」という。)に関し必要な事項について調査審議するため	(所掌事務) 第2条 (1) 町民の健康増進に係る情報の収集に関する事項。 (2) 関係機関等との連携及び調整に関する事項。 (3) 健康増進活動体制の構築に関する事項。 (4) 計画の進行管理及び評価に関する事項。 (5) 前各号に掲げるもののほか、計画の策定等に関し必要な事項。	(組織) 第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。 (1) 学識経験者 (2) 関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の代表者又は職員 (4) 町民からの公募による者 (5) その他町長が適当と認める者	13	1	4	7.7	30.8		
追加 広陵町健康増進・食育推進計画策定等委員会	広陵町健康増進・食育推進計画策定等委員会条例	(設置) 第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項及び食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項の規定に基づき、広陵町健康増進・食育推進計画(以下「計画」という。)の策定、進行管理、評価及び見直し(以下「策定等」という。)に関し必要な事項について調査審議するため	(所掌事務) 第2条 (1) 計画の策定等に関する事項。 (2) その他計画の策定等に関し必要と認められる事項に関する事項。	(組織) 第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 (1) 健康増進・食育推進に関し識見を有する者 (2) 関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の代表者又は職員 (4) 町民からの公募による者 (5) その他町長が適当と認める者	12	2	5	16.7	41.7		健康増進と、食育推進を統合
29 広陵町予防接種事故等調査委員会	広陵町予防接種事故等調査委員会設置条例	(設置) 第1条 この条例は、町民の感染症予防対策として実施する予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条及び第9条に基づく予防接種により発生した事故の適正かつ円滑な処理を行うため	(任務) 第2条 委員会は、前条における発生事故等に係る医学的見地からの調査、疾病の状況及び診療内容に関する資料の収集並びに必要と考えられる特殊な検査又は剖検の実施についての助言を行い、その原因及び責任の所在を明らかにするものとする	(組織) 第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。 (1) 地区医師会代表者 (2) 中保健所長 (3) 弁護士 (4) 感染症予防に関し識見を有する者 (5) 町長が指名する職員	7	0	2	0.0	28.6		

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の公募委員

審議会等名	設置根拠法・条例等	目的	所掌事務	委員	委員総数 (人) A	うち公募委員 (人) B	女性委員数 (人) C	公募委員割合 (%) B/A	女性割合 (%) C/A	計画推進部会としての見解 ・公募は必要か不必要か 等	令和7年12月時点の進捗
30 広陵町食育推進会議委員会	広陵町食育推進会議委員会設置条例	(設置)第1条 食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項に規定に基づく、広陵町食育推進計画(以下「食育推進計画」という。)の実施の推進に係る検討を行うため	(所掌事務)第2条 (1) 町における食育の在り方に関すること。 (2) 給食が食育に果たす役割及び必要性に関すること。 (3) これからの町における給食の在り方に関すること。 (4) 食育につながる町内農産物の地産地消に関すること。 (5) 食育推進計画の進行状況の管理、評価及び見直しに関すること。 (6) その他食育の推進のために必要な事項	(組織)第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。 (1) 学識経験者 (2) 関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の代表者又は職員 (4) 町民からの公募による者 (5) その他町長が適当と認める者	16	1	10	6.3	62.5		
35 広陵東小学校運営協議会	広陵町学校運営協議会規則	(目的)第2条 協議会は、学校運営に関して広陵町教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長(園長を含む。以下同じ。)の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校、保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする	(学校運営に関する基本的な方針の承認)第4条 指定を受けた学校(以下「指定学校」という。)の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。 (1) 教育課程の編成に関すること。 (2) 学校経営計画に関すること。 (3) 組織編成に関すること。 (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。 (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。 2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。	(組織及び委員)第8条 協議会は、委員10人以内で組織する。 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命する。 (1) 保護者 (2) 地域住民 (3) 当該指定学校の校長 (4) 当該指定学校の教職員 (5) 学校運営に関し、識見を有する者 (6) 関係行政機関の職員 (7) その他教育委員会が適当と認める者	10	0	3	0.0	30.0		
36 広陵西小学校運営協議会	広陵町学校運営協議会規則				8	0	2	0.0	25.0		
37 広陵北小学校運営協議会	広陵町学校運営協議会規則		(学校運営等に関する意見の申出)第5条 協議会は、当該指定学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができる。 2 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由し、奈良県教育委員会に対して意見を述べるができる。 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。		8	0	5	0.0	62.5		
38 真美ヶ丘第一小学校運営協議会	広陵町学校運営協議会規則				10	0	3	0.0	30.0		
39 真美ヶ丘第二小学校運営協議会	広陵町学校運営協議会規則		(学校運営等に関する評価及び情報提供)第6条 協議会は、毎年度1回以上、当該指定学校の運営状況等について評価を行うものとする。 2 協議会は、保護者及び地域住民等に対して、活動状況を公開する等の方法により、積極的に情報提供に努めなければならない。		8	0	5	0.0	62.5		
40 広陵中学校運営協議会	広陵町学校運営協議会規則		(住民参画の促進等)第7条 協議会は、当該指定学校の運営及び教育活動について、地域住民等の理解、協力及び参画等が促進されるよう努めるものとする		8	0	3	0.0	37.5		
41 真美ヶ丘中学校運営協議会	広陵町学校運営協議会規則				9	0	3	0.0	33.3		
42 広陵町教育振興基本計画等策定委員会	広陵町教育振興基本計画等策定委員会設置条例	(設置)第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他教育に関する重要な計画又は方針を策定するため	(所掌事務)第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査、研究、調整及び協議を行う。 (1) 教育振興基本計画の策定及び見直しに関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所管に係る計画又は方針の策定に関し、教育委員会が必要と認める事項	(組織)第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。 (1) 学識経験者 (2) 学校教育及び社会教育の関係者 (3) 広陵町立のこども園、幼稚園、小学校又は中学校に在園若しくは在学する幼児、児童若しくは生徒の保護者 (4) 広陵町立のこども園、幼稚園、小学校及び中学校の長の代表者 (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者	14	2	5	14.3	35.7		
43 広陵町・香芝市共同中学校給食センター運営委員会	広陵町・香芝市共同中学校給食センター運営委員会設置条例	(設置)第1条 広陵町・香芝市共同中学校給食センターの円滑な運営について必要な調査及び審議を行うため	(所掌事務)第2条 (1) 中学校給食用物資の購入に関すること。 (2) 中学校給食用物資納入業者選定及び登録に関すること。 (3) 中学校給食の献立編成に関すること。 (4) 不良物資等納入者の処分に関すること。 (5) 中学校給食の事故等の調査に関すること。 (6) 食物アレルギー対応に関すること。 (7) その他、運営上必要なこと。	(組織及び委員)第3条 運営委員会は、委員15人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから香芝市長と協議の上、広陵町長が委嘱する。 (1) 学識経験者 (2) 関係市町の教育長 (3) 関係市町の公立中学校PTA代表 (4) 関係市町の公立中学校校長 (5) 関係市町の教育委員会事務局職員 (6) その他特に広陵町長が必要と認める者	13	0	2	0.0	15.4	部会として公募委員は必要※香芝市にも関係することなので町単独では難しい	
44 広陵町ごみ減量等推進審議会	広陵町ごみ減量等推進審議会条例	(目的)第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第5条の7の規定に基づき、本町の一般廃棄物であるごみの減量等に関する事項について町長の諮問に応じる機関	(所掌事務)第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、本町のごみの減量等に関する重要事項について調査及び審議する	(組織)第4条 審議会は、次の各号に掲げる15人の委員をもって組織し、町長が委嘱する。 (1) 住民代表 6人 (2) 広陵町内の事業所の代表 5人 (3) 学識経験者 4人	15	5	5	33.3	33.3		

網掛けなし	すでに公募委員がいる、もしくは今後公募委員を検討している審議会等
青色の網掛け	担当課は公募委員を検討する予定はないが、部会としては公募委員を入れる必要があると考える審議会等
グレーの網掛け	個人情報等により公募委員にはそぐわない審議会、早急に公募委員を入れる必要性がない審議会等

公募委員の検討・見直しをお願いします